



原本：英語

No.: ICC-01/11-01/11
日付: 2011年7月4日

第一予審裁判部

裁判官: 裁判長 サンジ・マセノノ・モナゲング裁判官
 シルビア・スタイナー裁判官
 キュノ・ターフェッサー裁判官

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤの事態

検察官対ムアマル・ムハンマド・アブ・ミンヤール・カダイフィ、セイフ・アルイスラム・カダフィおよびアブドラ・アルサヌーシ

公開文書

ムアマル・ムハンマド・アブ・ミンヤール・カダイフィ、セイフ・アルイスラム・カダフィおよびアブドラ・アルサヌーシの逮捕および引渡しに関して、ローマ規程のすべての規程締約国に対する要請

発行元：書記長

裁判所規定の規定第 31 に準拠し以下に通報すべき文書

検察局

ルイス・モレノ・オカンボ検察官
ファトゥ・ベンスーダ副検察官

被告弁護人

被害者の法定代理人

申請者の法定代理人

代理人なしの被害者

代理人なしの参加／損害賠償申請者

被害者のための公共弁護士事務所

被告のための公共弁護士事務所

締約国代理人

アミカス・キュリエ

書記局

書記局長

シルバーナ・アルビア

副書記局長

ディディエ・プレイラ

被告支援課

被害者及び証人課

拘置課

被害者参加並びに損害賠償課

その他

国際刑事裁判所（以下「裁判所」）書記は、

2011年2月26日の国際連合安全保障理事会決議 S/RES/1970（「決議」）において、同理事会により裁判所検察官に2011年2月15日以来のリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤ（「リビア」）の事態が付託されたことに留意し、

2011年5月16日付の、ムアマル・ムハンマド・アブ・ミンヤール・カダイフィ、セイフ・アルイスラム・カダフィおよびアブドラ・アルサヌーシに対する、規程第58条に従う、検察官の申請に留意し¹

2011年6月27日付の、ムアマル・ムハンマド・アブ・ミンヤール・カダイフィ、セイフ・アルイスラム・カダフィおよびアブドラ・アルサヌーシに対する、規程第58条に従う、予審裁判部による検察官の申請に対する決定に留意し²

ムアマル・ムハンマド・アブ・ミンヤール・カダイフィ、セイフ・アルイスラム・カダフィおよびアブドラ・アルサヌーシに対する、第一予審裁判部が2011年6月27日に発行した3つの逮捕状に留意し³

ローマ規程（「規程」）の第57～60条、67条、87条、89条、91条及び97条、手続及び証拠に関する規則（「規則」）の第117条、176条、184条、187条及び196条、および裁判所規則（「規定」）の第31条、第111条に留意し、

¹ ICC-01/11-4-Red.

² ICC-01/11-12.

³ ICC-01/11-01/11-2; ICC-01/11-01/11-3; ICC-01/11-01/11-4.

予審裁判部が規定の第89(1)および91条が必要とする情報および文書が含まれている、ムアマル・ムハンマド・アブ・ミンヤール・カダイフィ、セイフ・アルイスラム・カダフィおよびアブドラ・アルサヌーシの逮捕と引渡しのための協力を求める準備を書記局に命じ、その要求をすべての規程締約国に送信することを命じたことを**勘案し、**

すべての規程締約国に対し、次の者を裁判所に逮捕および引き渡すことを**要求する:**

名字：カダフィ (Gaddafi)

ファーストネーム：ムアマル・ムハンマド・アブ・ミンヤール

名字の他のつづり方： Qaddafi、Qadhafi または Kadafi

生年月日： 1942年

生誕の地： リビアのシルテの近く、リビア

国籍： リビア人

職業： リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤ軍将軍、革命のリーダーという称号を持ち、そしてリビア首相の職に就いている

推定所在地： リビア

説明: 写真添付

名字：カダイフィ (Gaddafi)

ファーストネーム: セイフ・アルイスラム

名字の他のつづり方： Qaddafi、Qadhafi または Kadafi

生年月日： 1972年6月25日

生誕の地： リビア、トリポリ

国籍： リビア人

職業： カダフィ国際慈善開発基金の名誉会長、事実上のリビア総理大臣を務める

推定所在地： リビア

説明: 写真添付

名字：アルサヌーシ

ファーストネーム: アブドラ

氏名の他のつづり方：該当なし

生年月日：1949

生誕の地：スーダン

国籍：リビア人

職業：リビア軍大佐そして現在はかつてジャマーヒリーヤ保安組織として知られていた、軍事諜報機関の長

推定所在地：リビア

説明：写真添付

すべての規程締約国に対して、規程の第59、89(2)および89(4)そして規則117にある手順に従うことを**要求する**、

すべての規程締約国に対して、規程の第59(3)および89(2)において行われた適用について裁判所に通知することを**要求する**、

すべての規程締約国に対して、規程の第97条に従い、この要求の実行を妨げる問題について、裁判所に伝えることを**要求する**、

すべての規程締約国に対して、裁判所が捜し求める者が、規程における規則184に従い引き渡しの用意があるときに書記局に通達することを**要求する**、

規程の第87(2)および91(2)条および規則の規則187(1)に従い、次の文書をこの要求に対して**添付する**：

- 逮捕状の原本のコピー、
- 規程が批准された時点で、その国が選択した言語および逮捕状の対象となっている者が完全に理解および話すことができる言語で書かれた逮捕状のコピー、
- 逮捕状の対象となっている者が完全に理解および話すことができる言語で書かれた規程の該当する条項のコピー。

/電子署名/

書記局長、シルバーナ・アルビア

本日 2011 年 7 月 4 日付
オランダ、ハーグにて